

職員の給与を公表

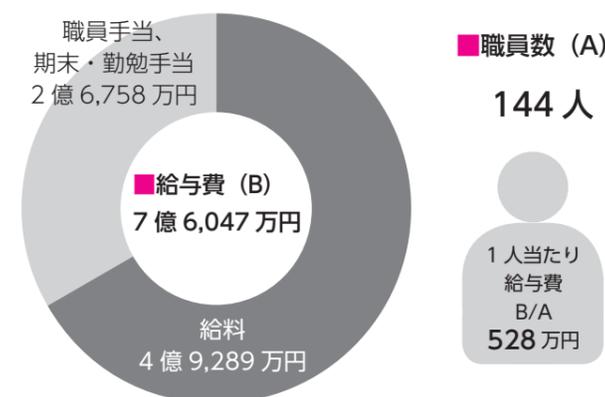
問 総合政策課 (内線 2317)

1 人件費の状況 (平成 29 年度一般会計決算) 万円以下四捨五入

人口 (H 30.3.31 現在)	歳出額A	人件費B	人件費率 (B/A)
15,687 人	85 億 6,596 万円	12 億 6,248 万円	14.7%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (平成 29 年度一般会計決算)



※特別職を除く。職員手当は、児童手当および退職手当は除く。

3 平均給与月額と平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	金ケ崎町		国	
	平均給与	平均年齢	平均給与	平均年齢
一般行政職	285,288 円	38.9 歳	329,845 円	43.5 歳
技能労務職	309,720 円	51.3 歳	286,817 円	50.7 歳

4 初任給の状況 (平成 30 年 12 月 1 日現在)

区分	初任給の額	
	高校卒	大学卒
一般行政職	148,600 円	180,700 円
技能労務職	146,000 円	-

5 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	① 参事 ② 困難な業務を所掌する課長等	0 人	0%
5 級	① 課長等 ② 主幹 ③ 困難な業務を所掌する課長補佐	13 人	12%
4 級	① 課長補佐 ② 副主幹 ③ 困難な業務を所掌する係長 ④ 幼稚園主任教諭	19 人	18%
3 級	① 係長、主任 ② 主査 ③ 主任学芸員、主任英語指導員 ④ 幼稚園副主任教諭	28 人	26%
2 級	高度な知識または経験を必要とする ① 主事、技師 ② 学芸員、英語指導員 ③ 幼稚園教諭	15 人	14%
1 級	① 主事、技師 ② 主事補、技師補 ③ 学芸員、英語指導員 ④ 幼稚園教諭	33 人	30%

※職員数計 108 人。技能労務職等を含まない一般行政職を掲載。

※短時間再任用職員を除く。

町職員は、総務企画、税務、農林、土木、保健福祉、教育などの各分野で、町民の皆さんが快適に暮らせるよう「住みよいまち」の実現に向けて働いています。ここでは、町職員の給与などをお知らせします。

6 期末・勤労手当の状況 (平成 30 年 12 月 1 日現在)

区分	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分
勤労手当	0.9 月分	0.95 月分	1.85 月分

※国の期末手当、勤労手当の状況と同じ。

7 退職手当の状況

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分

8 時間外勤務手当の状況 (一般会計決算)

年度	総支給額	職員 1 人当たり支給年額
H29	2,706 万円	207,000 円
H28	2,081 万円	215,000 円

9 特別職の報酬などの状況 (平成 30 年 12 月 1 日現在)

区分	報酬月額	区分	報酬月額
町長	744,000 円	議長	283,000 円
副町長	590,000 円	副議長	229,000 円
教育長	553,000 円	議員	212,000 円

【期末手当】 6 期末 = 1.575 月分 12 月期 = 1.725 月分
合計 = 3.3 月分

10 職員数の状況 (各年度 4 月 1 日現在) 【単位：人】

部門	職員数		対前年増減数	
	H29	H30		
一般行政	議会	3	3	0
	総務企画	36	41	5
	税務	7	7	0
	労働	1	1	0
	民生	16	15	△1
	衛生	15	15	0
	農林水産	13	12	△1
特別行政	商工	5	4	△1
	土木	7	7	0
特別行政	教育	38	41	3
公営企業等	水道	4	4	0
	会計	18	18	0
計	163	168	5	

※短時間再任用職員を除く。

11 職員数の推移 (各年度 4 月 1 日現在) 【単位：人】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
職員数	156	156	155	163	168
前年比	1	0	△1	8	5

第 1 回六原駅周辺リノベーションまちづくり勉強会を開催！

問 総合政策課 (内線 2312)

金ケ崎町は、重点戦略として掲げる「若者が暮らしたいまち」「女性にとって魅力的なまち」「活力と特色のある地域」を目指して、各種施策に取り組み、具体的には、六原駅周辺のまちづくりにおいて、今後の進め方の指針となる基本方針の検討に着手しています。

一方、町全体の喫緊の課題として、空き家・空地対策、企業活動の活性化に伴う人口の社会増の移住・定住対策が挙げられているところです。

今回、花巻市地域おこし協力隊としての活動実績もあり、現在も継続して花巻市で活動している講師を招き、まちの魅力・にぎわいの創出のポイント、空き家などに対する具体的な解決アプローチの手法などについての講演を行います。

これからの、金ケ崎町のまちづくりについて考える「きづき・きっかけ」となるよう、皆さんの参加をお待ちしています。

なお、今後も定期的に勉強会等を開催していきますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

■日時・場所 1 月 30 日(水)

① 講演：午後 1 時 30 分～2 時 15 分・役場 4 階大会議室 (受付：午後 1 時～)

② まちあるき：午後 2 時 30 分～3 時 30 分・六原駅周辺

■参加費 無料

■定員 50 人 (先着順)

■参加方法 事前申込不要。当日会場までお越しください。

講師プロフィール

岩手県盛岡市出身。高校卒業後、海上自衛隊にパイロット要員として入隊。息子の誕生を機に 13 年間勤務した海自を退官し、花巻市地域おこし協力隊として U ターン。リノベーションまちづくり担当としてエリアの価値向上に取り組む傍ら、2016 年 6 月に(株)ぼうけんを設立。リノベーション専門大工として、活動の範囲と内容を広げる。2018 年 8 月にはゲストハウス meinn (メイン) をオープンさせる。また、県内外で地域活性化の支援や講演などに取り組んでいる。



(株)ぼうけん
代表取締役
ふくだ かずま
福田 一馬さん

岩手県特定 (産業別) 最低賃金が改正されました！ 「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金」

■岩手県最低賃金と岩手県特定 (産業別) 最低賃金
最低賃金には、岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定 (産業別) 最低賃金」があります。

■適用対象労働者

すべての事業主は、その雇用する労働者 (パート労働者・アルバイト等を含む) に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

■対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

※岩手県最低賃金は平成 30 年 10 月 1 日から時間額 762 円に改正されています！

■岩手県特定 (産業別) 最低賃金

▶ 鉄鋼業、金属線製品、その他金属製品製造業

829 円

▶ 光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業

809 円

▶ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業 796 円

▶ 百貨店、総合スーパー 800 円

▶ 自動車小売業 838 円

▶ 各種商品小売業 767 円

問 岩手県労働局 (☎ 019-604-3008)